



平成 26 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 桜家ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 近 藤 昭  
(コード番号：1413 名証第二部)  
問合せ先 経営企画部長 島田 幸雄  
電話番号 (0 4 8 0) 2 6 - 1 1 1 8

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 28 日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 28 日開催予定の第 26 期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社グループの営業エリア及び事業領域拡大に伴い、持株会社としてグループ会社全般の管理機能を強化するため、本店の所在地を埼玉県久喜市から東京都千代田区に変更するものであります。この変更につきましては、平成 27 年に開催される第 27 期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。なお、この附則は、効力発生日経過後、これを削除するものであります。
- (3) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を第 8 条として新設し、現行定款第 8 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略) (目的)	第 1 条 (現行どおり) (目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理す	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、そ

<p>ることを<u>目的とする。</u></p> <p>(1)～(10) (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p><u>(11)前各号に附帯または関連する一切の業務</u></p> <p>2. 前項各号の事業を自ら行うこと</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>埼玉県久喜市</u>に置く。</p> <p>第4条～第7条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第<u>8</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略) (新 設)</p>	<p><u>その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること。</u></p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p> <p><u>(11)保育所、学童保育所等の経営その他の保育関連事業</u></p> <p><u>(12)教育、学習支援事業</u></p> <p><u>(13)旅行業</u></p> <p><u>(14)前各号に附帯または関連する一切の業務</u></p> <p>2. 前項各号の事業及びこれに附帯または<u>関連する一切の事業を自ら行うこと。</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p>第4条～第7条 (現行どおり) <u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第<u>8</u>条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第<u>9</u>条～第<u>42</u>条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり) <u>(附則)</u></p> <p><u>第3条(本店の所在地)の変更は、平成27年に開催される第27期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずる</u></p>
---	---

	<u>ものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 3 月 28 日 (金)  
定款変更の効力発生日 平成 26 年 3 月 28 日 (金)

以 上